時事新報

商權回復の實手段

我國の人、輙外國貿易に及へば外國商人の我儘にして我が商人を眼下に見下し之を遇するみな小兒の如くにして傍若無人の擧動少おからざるを憤り世に所謂商權回復の論を唱へざる者なしと雖ども其為れを回復するの實手段に至りて却て漠然たるが如きは我輩の取らざる所なり抑も我外國貿易は足利の末世、葡萄牙人等の來航に因りて次第に其端を開きたる者にして爾後德川氏の初代に至るまでは遠航冒險の氣風も起り帆前船に怒濤を凌ぎて臺灣、暹羅、支那近海は申すに及はず呂宋、安南、交趾の邊まで遠く出張したる者もあり戰國倚武冒險の風、一般人民に行き渡りたる者が德川偃武の世に逢ふて其餘勢を外國に洩さんとしたるものゝ如く當時德川政府にて勉めて大膽政略を執り遠海航行を奬勵したらんには外國貿易も亦大に其面目を改めたるとあらんと雖ども三代將軍の治世に當り嚴に外交を禁じて鎖國の主義を守りたるより我外國貿易と云へば彼の長崎出嶋邊にて阿蘭人との取引ありし位にして嘉永年間米國人が我れと通商を促かせしまでは外國貿易の名も實も共に微々たりしものゝ如し即ち我外國貿易の名實共に起りたるは嘉永開國四十年來の事にして此四十年を折半し上半は見習試驗中ありし者とすれば今日の外國貿易は其下半即ち正味二十年間に發達したる者にして年々歳々その輸出入の數を增し明治二十二年度に至り一億三千萬圓餘の總額に達したるは異常の進歩と云はざるを得ず斯く貿易の進歩したるは緘に目出度き次第なれども是より先き此外國貿易に從事したる人は當時社會一般の氣風として外國人を夷狄視し彼等に對して信用おき難かせん唯一時の外面を飾りて鎖さへ分捕れば澤山ありとて茶煙草中に粗製品を交へ生糸の荷中に瓦礫を封じて一時の小好策を行ふ等曾晒道斷なる事實もありしかば左なきだに萬里の波濤を踰へて遙々東洋に志を起す彼の商人、何れも一癖ある者共なれば此狡智惡策を防ぐが爲め勝手氣儘の規則を作りて之を貿易上の習慣と爲し直押と云ひ〆と云ひ一旦賣買の約を爲し又貨物を自家に引取りながら本國電報の模樣に因りて或は其直引を碍み甚だしきは其儘破談して顧みざる等尚くも人間商賣の間柄に斯かる亂暴取引法の成り立つ可き筈なけれども如何せん我れは賣手にして彼れは買手なるのみならず當初此取引法を開くに附けては我商人の方にも弱點ありて寧ろ我れより促かしたるの實あるが故に因襲の久しき不條理と云ひ不都合と知りつゝも其儘今日に至りたるとなれども近時我國の商人中には文明商賣の何事たるを知り大に商風を矯正せんとする者も少おからざる其矢先に當て實際の事情は右の次第なれば之を忍ばんとするも其勢に堪へず是に於てか彼の商權回復說を唱ふる者あるに至る、是れ亦一應尤なりと雖ども今の日本商人が自から奮て海外に赴き百難屈せず商業を彼の地に打立つるに至るまでは內地若くは開港場に居て何程商權回復を唱へたりとて俗に所謂家の前の辨慶、外に出て蜆貝云々の笑を招くに止まりて遂に目的を達するを能はざる可し今試に其故を說かんに凡そ人間相對して長幼の序を生ずるには長者が幼者の幼時を知り之を記憶するが爲めなり何程才識ある人物にても長者が已れの幼時を知りて足下も今日はそ成人したれ幼少の頃には斯く〳〵の奇談又た云々の失策ありたりと獨樂の廻はし方は某が數へて紙鳶は某が指南して揚けたり回顧すれば若干年の昔あれども彼の二本棒を垂らしたる有樣、今尙目前に見るが如し云々とて一人我が幼時を知らるゝときは其今日の位地を忘れて先づ之を上席に置き之れに對して何とぞく下手に出でざるを得ざるは今日人間社會の常にして此幼時を知り居るは一種實見の力にして此力能く長幼の序を作るもの〳〵如し昔し耶蘇が四方を廻りて其教を說くに當り到る處之れに服して之を神とし信じたれども一朝その鄕里に歸るに及んでは隣家の碧嬢曾て耶蘇の幼時を知り相替らず之を兒視して耳を傾くる者なきを以て流石の救世主も法を說かずして鄕里を立去りたりと云ふ即ち大人耶蘇の如きも已れの幼時を知る者の前には彼の實見力の壓する所とおりて其神聖を現はすを由なし然るに今我が商人は在居留地外國人に向て謝礼に已れの技倆を示し商權回復を實行せんとして果して其功を奏するみとを得べきや年來我が居留地に在住して我が商人と取引する外國人は皆な我が商人の幼時を知れり我が商人が銀四金一おど〳〵稱して世界金銀の釣合を知らざるが爲め金貨濫出の弊を生じたる時の有樣、又我商人が一時の權謀、生絲若くは茶煙草の中に瓦礫を混入して外國人の眼を掠めんとしたる時の事情等凡そ我外國貿易上幼時の不始末不都合は歷々彼れの眼中に殘るが故に今日我商人が成長して貿易上の經驗を積み立派なる身分とおりたりとて當時小兒らしき待遇法は是れより斷然改正して商賣取引總べて文明人同士の法則に依る可しと主張するも彼れは相替らず我れを兒視して所謂商權回復の說も徒に彼の冷笑する所と爲り之を唱へて每々憲の如くならざるに終るは亦是非もなき事共あり

官報

○內務省告示第十五號
一どうけいかすあもんく　一冊
寄留愛媛縣平民　藤井孫次郎發行
右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁止ス
明治廿三年四月廿八日　內務大臣伯爵山縣有朋

○內務省告示第三號
右出版物ハ風俗ヲ壞亂ス
明治廿三年四月廿八日　山口縣長門國阿武郡萩川嶋村八十九番地　大藪大臣伯爵松方正義

○內務省告示第二十四號
一金三百萬圓　七分利付金祿公債元金
但內金八十六萬圓ハ二十三年度歲計餘算ニ據リ償還ノ分
右金額償還ノ爲メ來五月中抽籤執行ス
但抽籤ノ都合ニ由リ償還金額ニ多少ノ增減アルヤモシ　內務大臣伯爵山縣有朋

○大藏省告示第十五號
明治廿三年四月廿八日　大藏大臣伯爵松方正義

○島商務省告示第三號
來明治二十四年(一千八百九十一年)一月ヨリ向フ三箇月以上ノ見込ヲ以テ英領ヴァンクーバー嶋ニ於テ博覽會開設ニ付出品セント欲スル者ハ左ノ條規ニ據ルヘシ
(博覽會條規略ス)
內務大臣伯爵山縣有朋

官報

○軍馬局　陸軍省にては農と軍馬局を廢し各師團其他とも獨立に軍馬を飼養する樣になせしが我邦にては到る處山岳起伏し良馬甚だ必要なるを以て更に軍馬局を設置せんとの議陸軍部內にありと云ふ
○本門寺事件　池上本門寺住職事件に付末寺惣代檀家及び信徒七千人の連署を以て久保田日龜氏特撰願の件山本日譜氏を管長が特撰したるは無留に背く事、久保田日龜黑澤日明兩氏の學位等剝奪不當の事に付請願書を內務省へ差出し置きたるに去る二十三日却下となりければ各惣代等は各所に集會の末去る廿五日末寺惣代鈴木日貫熊谷日遍の兩氏內務省へ出頭し却下の理由を質したるに掛官は住職の進退は都べて一宗管長に一任しあるものなれば本省に於ては各惣代より如何樣出願するも指令を下すものに非ず左れど管長が山本日譜を特撰したるは即ち不法の處分あれば直に取消す可しと本大臣より申達したれば其旨管長より一同へ通達ある可しとの事にて各惣代は退省したりと

○道德講和會　三浦學習院長谷子爵其他二三の人々は去る廿五日午後一時より釋雲照氏を招き學習院の理學講義室を借受け道德論を講演せしめし由にて同院の職員教師其他華族の夫人など傍聽し生徒には梨本宮殿下を始め四百餘名あり講話終りて雲照氏の著書十善寶窟及び佛敎大意兩書二百餘冊を來聽者に配布し二時三十分頃閉會せしよし

○繪畫研究會　日本美術協會の繪畫研究會は每月第三土曜日を以て開會せし處去三月は美術展覽會の開館に際し館內の混雜あとありしに付見合せとなりしが去る二十六日は午後一時より開會し三月及四月の宮中御歌題を畫題とせる繪畫を展覽に供せしが其中宜しき分は宮中へ差出す由會員は午後五時頃迄席遍を なし其他畫事を談論して散會せしよし

海國の支那は世界に稀なる古國にして從ふて名所舊跡も少おからず近年西洋人の學問參考の爲め又は好事漫遊の爲め其內地に遊ぶ者多しと聞しがツイ近所の日本人が年々歳々嵯峨やをひろの花にのみ浮れ大和巡りの小天地に躊躇するもナト丁簡が狹過る此度幸ひ北京見物の案內記を得たれば商賣家の爲めにも又單に漫遊する人の爲めにも揭げて以て後の案と爲し併せて其寄送者の厚惑を深謝するものなり

北京見物道案內及諸入費概略

北京公使館某

橫濱天津間定期郵便船

天津行の郵船は敎賀丸尾張丸の二艘にして二週間每に神戶を發し馬關長崎釜山仁川芝罘の諸港を經由して天津に達す此の航海日數を概ね十日間とす

敎賀丸は其船室及び食堂等他の一艘よりも手廣く且つ清潔なるを以て內外人とも此の船にて渡航するもの多し橫濱より天津迄の船賃は洋銀六十弗なり然れども沿濱に於て往復船賃切手を購入する時は郵船會社に於て幾分か割引をあすへしに依て一二箇月間にて歸國する旅客は往復切手を購入する方便宜なり

天津大沽間鐵道

此の鐵道は開平石炭礦の鐵道に接續す大沽より天津迄の線路は凡そ三十三英里ありて一千八百八十七年に落成せり其停車場は大沽口より二英里を距る白河の東岸にあり又此の線路は白河の東岸を沿ふて一直線に天津河東(即ち外國人居留地紫竹林の向岸)に達す每日兩度天津大沽の兩停車場より發車し一時半間にして到着す其汽車賃は上等五十錢下等二十錢なり

白河解氷の當座及封河前には河水缺乏し天津紫竹林迄汽船の進航し難きみとあり或は大沽口外に於て潮待の爲め徒らに許多の時間を費すみとあり此等の場合に於ては小蒸汽船にて上陸し汽車にて天津へ赴くを常とす然れども不慣の船客は本船の紫竹林迄遡航し難き時は不得止ことなれども潮を待て遡航するの見込ある時は矢張本船にて白河を涉る方便利なり

天津旅店

天津紫竹林英國ブロードホテル、グローブホテル、ヒルトンホテルなどあり

馬車

天津より北京に至る大道に四ヶ處の旅客宿あり支那の旅客は頭を打ち厚く敷き又充さる樣天津にては時に據りて高料を請求す食物料理法を心得居ざる人は不便を感ず依て

河船

天津より通州迄(六十マイル)此の間は順風に遇へば船を牽く其船の往來繁雜なり

七弗より十五弗迄旅客は瓜子船の賃概ね七弗より通州迄に遭遇する時は外若干の駄賃を要する時は船體の中央に客室に高き處に臥す椅子相當の食物は船客の自ら食物又鍋食器を用ひて適宜に料理す天津出發前に供給へ請願すると料理法を心得居ざる人は不便を感ず依て

陸車

天津より通州迄(六十マイル)此の間は順風に遇へば船を牽く其船の往來繁雜なり

七弗より十五弗迄旅客は瓜子船の賃概ね七弗より通州迄に遭遇する時は外若干の駄賃を要する時は船體の中央に客室に高き處に臥す椅子相當の食物は船客の自ら食物又鍋食器を用ひて適宜に料理す天津出發前に供給へ請願すると料理法を心得居ざる人は不便を感ず依て

天津より通州迄(六十マイル)此の間は順風に遇へば船を牽く其船の往來繁雜なり

七弗より十五弗迄旅客は瓜子船の賃概ね七弗より通州迄に遭遇する時は外若干の駄賃を要する時は船體の中央に客室に高き處に臥す椅子相當の食物は船客の自ら食物又鍋食器を用ひて適宜に料理す天津出發前に供給へ請願すると料理法を心得居ざる人は不便を感ず依て

天津より通州迄(六十マイル)此の間は順風に遇へば船を牽く其船の往來繁雜なり

七弗より十五弗迄旅客は瓜子船の賃概ね七弗より通州迄に遭遇する時は外若干の駄賃を要する時は船體の中央に客室に高き處に臥す椅子相當の食物は船客の自ら食物又鍋食器を用ひて適宜に料理す天津出發前に供給へ請願すると料理法を心得居ざる人は不便を感ず依て

天津より通州迄(六十マイル)此の間は順風に遇へば船を牽く其船の往來繁雜なり

七弗より十五弗迄旅客は瓜子船の賃概ね七弗より通州迄に遭遇する時は外若干の駄賃を要する時は船體の中央に客室に高き處に臥す椅子相當の食物は船客の自ら食物又鍋食器を用ひて適宜に料理す天津出發前に供給へ請願すると料理法を心得居ざる人は不便を感ず依て

天津より通州迄(六十マイル)此の間は順風に遇へば船を牽く其船の往來繁雜なり

七弗より十五弗迄旅客は瓜子船の賃概ね七弗より通州迄に遭遇する時は外若干の駄賃を要する時は船體の中央に客室に高き處に臥す椅子相當の食物は船客の自ら食物又鍋食器を用ひて適宜に料理す天津出發前に供給へ請願すると料理法を心得居ざる人は不便を感ず依て

天津より通州迄(六十マイル)此の間は順風に遇へば船を牽く其船の往來繁雜なり

七弗より十五弗迄旅客は瓜子船の賃概ね七弗より通州迄に遭遇する時は外若干の駄賃を要する時は船體の中央に客室に高き處に臥す椅子相當の食物は船客の自ら食物又鍋食器を用ひて適宜に料理す天津出發前に供給へ請願すると料理法を心得居ざる人は不便を感ず依て

天津より通州迄(六十マイル)此の間は順風に遇へば船を牽く其船の往來繁雜なり

七弗より十五弗迄旅客は瓜子船の賃概ね七弗より通州迄に遭遇する時は外若干の駄賃を要する時は船體の中央に客室に高き處に臥す椅子相當の食物は船客の自ら食物又鍋食器を用ひて適宜に料理す天津出發前に供給へ請願すると料理法を心得居ざる人は不便を感ず依て

天津より通州迄(六十マイル)此の間は順風に遇へば船を牽く其船の往來繁雜なり

七弗より十五弗迄旅客は瓜子船の賃概ね七弗より通州迄に遭遇する時は外若干の駄賃を要する時は船體の中央に客室に高き處に臥す椅子相當の食物は船客の自ら食物又鍋食器を用ひて適宜に料理す天津出發前に供給へ請願すると料理法を心得居ざる人は不便を感ず依て